

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 2 年 3 月 2 4 日付けの保護申請却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った、保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性、不当性を主張し、その取消しを求めている。

(1) 請求人は、本件住居の 5 回目の更新（本件更新）を迎えるにあたり、平成 3 1 年 1 月頃、火災保険会社から火災保険の更新（1 5, 0 0 0 円）に関する通知が届いたことから、本件更新について同社に連絡したところ、不動産管理会社に連絡して欲しいと言われた。

そのため、同月 2 8 日、請求人は、不動産管理会社に連絡し、本件住居の賃貸借契約が 4 月に満期を迎えるとされたことから、更新予定であることを伝えたところ、更新料を振り込むように言われ、同日、指定された口座に更新料（注：火災保険料 1 5, 0 0 0 円のこと）を振り込んで支払った。その後（いつ送られて来たのかは明

確ではない。）、本件請求書が送付されてきた。

- (2) 平成31年2月13日、請求人は、福祉事務所に赴いて、担当ケースワーカーと話した際、4月に本件住居の賃貸借契約の更新があるので、①更新料（本件更新料）、②火災保険料及び③保証料の支払いをしなければならないこと、②については支払済みであることを伝えた。

これに対し、担当のケースワーカーは、請求人に対し、更新に係る資料を持ってくれば、支払いをすると述べた（期限があるなどという話はされなかった。）。

その後、請求人は、同年3月11日に本件更新料を、同月28日に保証料を支払った。

また、請求人は、同月25日、更新の賃貸借契約書に署名押印をした。

- (3) 平成31年4月16日、請求人は、福祉事務所に赴いて、担当ケースワーカーの代わりに対応した職員に対して、上記(2)の①ないし③の更新料等をすべて支払ったことを伝え、これらについて支給して欲しい旨を伝えた。

上記職員は、通帳等を確認して、請求人が更新料等を支払ったことを確認した。

この時、請求人が上記職員に対し、更新後の賃貸借契約書はまだ送付されておらず、不動産管理会社に聞いたところ、大家さんからまだ送られていないとの説明があった旨を説明したところ、上記職員は請求人に対し、そういう事情なら仕方ないので、更新後の契約書が手元に届いてから提出するようにとのことであって、申請について、期限があることについての説明はなかった。

そして、上記職員は、(2)の②の火災保険料及び③の保証料については、保護申請書を作成するように促したが、①の更新料については、更新後の契約書が手元に届いてからの申請になるとの説明であった。その際、請求人はいつまでに提出する必要があるかを上記職

員に確認したが、いつでも良いとのことであった。

そのため、請求人は、同日、処分庁に対し、(2)の②の火災保険料及び③の保証料についてのみ記載した前回申請書を提出した。請求人は、①の本件更新料については、更新後の契約書が後日提出されれば、当然、支払いをしてもらえると考えていた。

- (4) 令和2年3月初旬、不動産管理会社から請求人のもとに、平成31年3月25日付けの賃貸借契約書（更新後のもの）が送られてきた。
- (5) そのため、請求人は、令和2年3月10日、処分庁に対し、本件更新料に係る本件申請書を提出したものである。
- (6) 以上のとおり、処分庁は、本件申請に基づき、本件更新料を支払うべきであるにもかかわらず、令和2年3月16日、福祉事務所の担当者から請求人に対し、更新料の支払いはできない旨の連絡があった。理由は、請求書が来てから約1年が経っていて、申請期間はおおむね3か月と法的に決まっているためとのことであった。
- (7) しかし、福祉事務所の担当者らは、本件更新料については、請求人が申請の意思を明確に示していたにもかかわらず、更新後の契約書の提出がなければ申請できないような対応をし、また、申請期限が迫っていることも説明しないなど、結果として、請求人に対する適切な助言を怠り申請を適切に受けなかったものであり、このような福祉事務所の担当者らの対応は、違法ないし不当であるから、本件処分は取り消されるべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3 年 4 月 1 6 日	諮問
令和 3 年 6 月 2 8 日	審議（第 5 6 回第 4 部会）
令和 3 年 7 月 2 9 日	審議（第 5 7 回第 4 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準及び住宅扶助

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法 1 1 条 1 項は、保護の種類として、3号で「住宅扶助」を挙げている。

法 8 条 1 項によれば、保護は、厚生労働大臣が法 8 条 1 項の規定に基づいて定めた保護の基準（昭和 3 8 年厚生省告示第 1 5 8 号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、保護基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

そして、法 1 4 条によれば、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとされている。

(2) 保護の申請

法 2 4 条 1 項は、保護の開始を申請する者は、要保護者の氏名及び住所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実

施機関に提出しなければならないとし、同条 3 項及び 4 項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して決定期限を付した書面をもって、これを通知しなければならないものとしている。

そして、同条 9 項は、同条 1 項から 7 項までの規定を要保護者等からの保護の変更の申請について準用するものとしている。

(3) 家賃及び契約更新料等

ア 保護基準別表第 3 の 1 によれば、家賃、間代、地代等に係る住宅扶助の基準額は、1 級地では月額 13,000 円以内とされ、同別表第 3 の 2 によれば、当該費用がこの基準額を超えるときは、都道府県・・・ごとに、厚生労働大臣が別に定める額（以下「限度額」という。）の範囲内の額とするとされている。そして、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成 27 年 4 月 14 日付社援発 0414 第 9 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「限度額通知」という。）1・(1)によれば、保護基準別表第 3 の 2 の規定に基づく、都内における住宅扶助の限度額として、〇〇市を含む都内の 1 級地における 1 人世帯の住宅扶助費の限度額については、月額 53,700 円とするとされている。

イ また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 7・4・(1)・オによれば、限度額によりがたい家賃、間代等であって、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に 1.3（1 人の場合）を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額（以下「特別基準限度額」という。）を認定して差しつかえないこととされており、さらに、同・クによれば、被保護者が居住する借家、借間の契約

更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、オに定める特別基準限度額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないとされている。

ウ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問7-88・答によれば、必要やむを得ない場合は、契約更新料等として、更新手数料、火災保険料、保証料については、契約更新に必要なものとして認定して差し支えないとされている。

エ そして、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-2・答1によれば、「最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月まで）と考えるべきであろう。」とされ、また、「3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」とされている。

(4) 局長通知、限度額通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、本件申請があったことから、内容等を審査したところ、本件申請が本件更新の約1年後のものであったことから、局長通知及び問答集（上記1・(3)・イ及びエ）等に基づき、請求人に対しては、本件更新料を支給することはできないと判断し、本件更新料を支給しない旨の保護申請却下定処分（本件処分）を行ったことが認められる。

契約更新料等の臨時突発的経費は、一般的には単に日常一般の経常的経費のやり繰りで補填できないときに、臨時的需要があるとして扶助するものである。本件申請については、請求書発行日から、請求人が更新料等の支払いを終えてから約1年後の申請となっており、すでに最低生活費の範囲において賄えていると判断することができる。

そうすると、本件処分は、上記1の法令等の規定に則って行われたものと認められ、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のことから、本件処分の違法性、不当性を主張し、その取消しを求めている。

しかし、本件処分が法令等の規定に則って適正に行われたものと認められることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

なお、請求人は、福祉事務所の担当者らが、誤った指導等を行い、本件更新料の申請の時期が遅れたとして、本件処分の違法、不当を主張している。しかしながら、請求人からは、そのような事実があったことを推認させる的確な資料の提出はない。一方で、請求人は、本件更新の2年前の更新に際し、処分庁に対して、更新料、火災保険料及び保証料の住宅扶助申請を行っていること、本件請求書には、更新料の支払を求める旨の記載のあること、本件更新にかかる賃貸借契約書は平成31年3月25日付で作成されていることがそれぞれ認められることから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙(略)